

令和6年度 第2回

道営住宅空家入居申込のしおり

(一般棟)

1 募集概要

(1) 申込受付

期間 **令和6年7月1日(月)～7月8日(月)(土日祝日は除きます)**

時間 8時30分から17時00分まで(12時から12時45分までを除く)

団地 **道営住宅 B棟5号室 3LDK(3人以上用) (別紙図面のとおり)**

窓口 南幌町役場 都市整備課 都市施設係

南幌町栄町3丁目2番1号 ☎(011)398-7226(直通)

※抽選カードをお持ちの方は受付時に提示して下さい。

(2) 郵送による入居申込みについて

入居申込みに当たっては、原則持参受付としておりますが、申込みをしようとする道営住宅所在地に居住していないことや持参することが困難な事情がある場合には、郵送による申込みを受付けいたします。

郵送による申込みについては、次のことに留意してください。

■申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。

■申込書類に不備がある場合には、記載内容を確認するため、電話によりお問い合わせをするとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますのでご了承ください。

■受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒(住所・氏名・切手貼付のもの)を同封してください。

■申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付できませんので、ご注意願います。

(3) 部屋の見学

日時 **令和6年7月1日(月)～7月8日(月)随時**

※事前に電話連絡してください。

(4) 抽選

日時 令和6年7月9日(火) 9時30分開始

会場 南幌町役場

* 抽選は、自由参加とします。

* 当選者(補欠者含む)の方には連絡しますが、落選された方には連絡いたしません。

尚、7月9日の17時までに連絡が付かなかった場合は、辞退と見なし補欠者が繰上当選となります。

(5) 入居可能日 令和6年8月中旬 ※手続きの状況により前後することがあります。

申込資格の審査について

申込資格の審査は、申込みの時点では行わず、抽選後、当選者のみに行います。当選された方でも、資格審査により**当選無効**となる場合があることを、ご承知おき下さい。

なお、あらかじめ申込資格の有無を確認されたい方は、確認できる書類をお持ちのうえお申し出願います。

2 申込資格

(1) 住宅が無く困っている方

持家がある方、又は公営住宅に入居中の方は、原則申し込みができません。

(2) 同居親族がいる方

(3) 暴力団員ではない方

暴力団員の方は申し込みができません。

(4) 収入が次の基準以下の方(政令月収計算シートで確認できます)

一般階層 : 政令月収158,000円以下 **裁量階層** : 政令月収214,000円以下
(次の※1に該当する方をいいます)

● 月収額の計算方法(年間総所得額－控除額÷12ヵ月＝月収額)

※ 月収額が15万8千円(裁量階層は21万4千円)を超える場合は、道営住宅の申込はできません。

※1 **裁量階層**とは、次のいずれかに該当する世帯を指し、所得基準の上限を拡大しております。

- ①入居者又は同居者に障害者基本法第2条に該当する障害のある方(4級以上)
- ②入居者が60歳以上でかつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
- ③戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が建設省令で定める程度の方
- ④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている方
- ⑤海外から日本に引き揚げて来て、5年を経過していない方
- ⑥ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定される方
- ⑦現に同居又は同居しようとする親族の内、1人以上が中学校就学前である子供がいる方

3 申込みに必要な書類(郵送不可)

- ① 北海道営住宅入居申込書
- ② 北海道営住宅抽選カード(連続落選者)
- ③ 同意書

当選された方のみ、次の書類を提出していただき、資格審査します

- ①世帯全員の続柄・世帯主等を省略していない住民票これから同居する方の戸籍謄本
- ② 健康保険証・遠隔地証(同居・別居扶養者欄が見えるようコピー)
- ③ 世帯全員の収入の有無を証明するもの(高校生以下の学生を除く)

収入区分	収入の状況	証明期間	証明書
給与所得者 (季節雇用含む)	現在の勤務先にR5.1.1以前から勤務している	R5年分	源泉徴収票(写し可) (現在未発行の場合は相談して下さい)
	現在の勤務先にR5.1.2以降に転職している。	申込みの前までの支給実績のある月分	勤務先の給与証明書 (指定様式あり)
年金受給者	年金、恩給等で生活している	R5年分	源泉徴収票又は直近の改定又は、振込通知書
事業所得者	現在の事業にR5.1.1以前から従事している	R5年分	確定申告書(受付印があるもの) (現在未発行の場合は相談して下さい)
	現在の事業をR5.1.2以降に起業している	申込みの前までの事業実績のある月分	事業収入申告明細書 + 証明書類提示(指定様式あり)
無職	雇用保険を受給している	雇用保険受給者資格者証	
	雇用保険を受給していない	退職証明書、又は、無職収入申立書+所得証明書(所得が0円で記載されているもの)	
その他	生活保護を受けている	役所等又は、福祉事務所の証明	

④その他の証明書類

区 分	証 明 書
寡夫又は寡婦	戸籍謄本
身体障害者手帳を受けている方	交付を受けている手帳又は医師の判定書
内縁関係者	住民票の謄本
結婚予定者	婚約証明書（指定様式あり）
離婚協議中	裁判所から離婚協議中を証明する書類 ※申し込みは可能、書類資格審査で当選無効となる場合あり。入居は離婚成立後。
市町村営住宅からの入居者	市町村営住宅担当課の証明書（指定様式あり）

* 提出された証明書で各事情が、確認できない場合は別に書類を求める場合があります。

* 提出していただいた申込書・証明書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

4 家賃額の決定について（詳しくは窓口にご確認ください。）

世帯の政令月収額により決定します。

- ① 政令月収額を別紙**政令月収計算シート**により計算します。
- ② 政令月収額を次の表に当てはめ、収入分位を確認してください。
- ③ 収入分位を募集团地一覧表に当てはめ、家賃を確認してください。

収入基準表（令和6年度家賃）

区 分	月 収 額	収入分位	B - 5
一般階層	0円～104,000円	1	20,300円
	104,001円～123,000円	2	23,400円
	123,001円～139,000円	3	26,800円
	139,001円～158,000円	4	30,200円
裁量階層	158,001円～186,000円	5	34,500円
	186,001円～214,000円	6	39,900円

* 道営住宅入居申込みの際収入とはならないもの（課税対象外）

- ・障害、遺族年金（恩給）・生活保護法に基づく扶助費・雇用保険金
- ・労災保険金・休業補償・親等からの仕送り
- ・一時金等は、収入とみなさない場合があります。

5 家賃等について

- (1) 月途中で入居の場合は、その月の家賃（駐車場使用料）を日割りで計算をします。
- (2) 敷金は、決定家賃の2ヶ月分です。
- (3) 駐車場は原則1住戸につき1台で、駐車場使用料は**月額2,730円**です。

* 上記以外に、団地内の共通経費（町内会費・自治会費・除雪代・電気代等）がかかります。

* 家賃・駐車場使用料のお支払いは原則、口座振替となっておりますので、入居決定後に専用用紙をお渡ししますので、振替希望銀行にてお手続きをお願いいたします。

6 入居までの流れ

(1) 申込受付 **令和6年7月1日(月)～7月8日(月)** 入居申込を受付します。

- * 新規申込者に抽選カードを発行します
- * 既に抽選カードをお持ちの方は持参してください

(2) 公開抽選 **令和6年7月9日(火)** 9時30分から

当選者及び補欠順位を決定します。補欠は今回の当選者が辞退した場合に限り、繰り上げ当選になります。

* 抽選会は自由参加とします。

* 当選した場合は電話で連絡しますので、日中連絡が取れる電話番号を申込書に必ず記入して下さい。7月9日17時までに連絡が付かなかった場合、辞退と見なします。

* 落選された方に連絡いたしません。

(3) 資格審査 **令和6年7月10日(水)～7月17日(水)**まで(印鑑持参)

- ・世帯全員分の続柄・世帯主等を省略していない住民票の提出。今まで別居していた方が同居する場合は戸籍謄本の提出も必要です。
- ・世帯全員の収入のわかる書類(学生除く・3参照)
- ・その他証明書類(3参照)
- ・「**駐車場使用許可申請書**」と「**車検証(写)**」を提出。
- ・「**入居請書**」を提出してください(緊急時の連絡先1名が必要)

資格審査により当選無効となる場合があること、ご承知おき下さい

(4) 資格審査後 入居が決定した方は下記の手続きが必要です。

・資格審査後に「**納付書**」を送付しますので、銀行等でお支払いの上、その「**領収書**」を必ずお持ち下さい。

家賃2ヶ月分(敷金)＋入居月の家賃(日割)＋駐車場使用料(日割)です。

(5) 鍵の引渡日 **令和6年8月中旬** (上記の手続き状況によります)

(6) 入居可能日及び入居の指定期間

入居許可書に記載されている指定期間内に入居してください(10日以内)。

※家賃は、入居決定日からかかります。

7 申込みについてのご注意

- ① 申込みは1世帯1戸に限ります。
- ② 申込みは、本人がしてください。電話による申込み受付はしておりません。
- ③ 申込書、証明書類に虚偽の事実が判明した場合、入居に至って同居親族が変更となる場合は、当選取消・退去となります。
- ④ 持家を処分して申込みされる方は、それが分かる登記簿謄本、又は売買契約書等を提出していただきます。持家を所有されている方は申込みをすることができません。
- ⑤ 結婚予定で申込みされる方は、申込日から3ヶ月以内に入籍する方で入居日から同居していただきます。

なお、入籍後に入籍を確認できる住民票、または戸籍謄本を提出していただきます。

- ⑥ 離婚協議中で申込みされる方は、「裁判所からの離婚協議中を証明する書類」をご提出していただきます。ただし、入居許可日は離婚成立後とさせていただきますので、ご了承ください。
- ⑦ 申込み時点で働いている方は、退職予定であっても所得を含めて、収入認定します。ただし、入居日までに退職する方は、入居前に離職票などを提出していただきます
- ⑧ 駐車可能台数は1台です。使用料がかかります。
なお、使用料負担のある団地、ない団地にかかわらず、除雪・排雪費用等を自治会に納めていただきます。
- ⑨ 住宅には、ストーブ・照明器具・網戸はありません。入居者の方の負担になります。
- ⑩ **犬・猫等のペット飼育はできません。**
犬、猫等を住宅内外で飼うことは禁止しております。(同居する方も同様です。)
鳴き声・臭い等で他の入居者の迷惑となります。また、ふすまや壁を傷つけたり、住宅内に臭いが残る等の問題があるためです。

8 入居後の家賃について(収入申告)

家賃額は入居する方の収入を基に毎年決定します。

- (1) 今後の家賃の決め方については、毎年7月に入居者の方から「収入申告書」を提出していただき、入居者の収入と住宅の性能(利便性や住宅の規模等)をもとに家賃額を決定することとなります。
- (2) 年金収入等、前年と収入額が変わらない場合であっても「収入申告書」は毎年必ず提出しなければなりません。
- (3) 入居後に家族の収入の状況に変更が生じた場合(就職・失業・転職等)や、世帯員に異動がある場合(出生・転出・死亡等)には、必ず届出が必要となります。

* 家賃が変わる場合があります

「収入申告書」の提出がない場合には、近傍同種(市場家賃)を課する事となりますのでご注意ください。

近傍同種(市場家賃)とは、民間家賃に準じて算出されたものを言い、原価償却費、修繕費、管理事務費等を算出したもので、その住宅のもっとも高い家賃です。

9 団地生活について (申込み前に必ずお読みください)

団地自治会へは、入居と同時に入会となります。

道営住宅は入居者の共同生活の場ですから、入居される皆様が協力し共同で作業しなければならないことがあります。

お互いに気を配り合い住み良い団地にするため、入居されましたらご協力をよろしく願いいたします。

なお、共同生活を送るための協力ができない方は入居の申込みをご遠慮願います。

1 自治会に入会し、運営に協力していただきます。

(入居者間の話し合いにより、役員になっていただくことがあります)

2 共同で使用する電気代、消耗品費などを負担していただきます。

3 除雪、共用部分の清掃、草刈りなどの共同作業をしていただきます。(一部当番制あり)

4 壁が防音ではないため隣の住宅に音が漏れます。お互い騒音にはならないよう気をつけて頂くとともに、日常的に生活音がすることにご理解いただきますようお願いいたします。

5 そのほかにも生活上の問題などについては、皆様で協力して解決していただきます。

6 団地内に駐車できる台数は、各住戸につき1台分用意しています。

駐車スペースに余裕がある場合は2台目の駐車が可能ですが、1台目の方を優先しますので、その場合は明け渡していただきます。ご自身で駐車場所を確保ください。

また、通路などに停めると、団地内通行の安全が確保できず、また冬期間の除雪に支障を来たしますので、指定された駐車スペースに駐車してください。

7 **犬、猫等のペット飼育はできません** (同居する方も同様です)

いかなる理由があろうと犬、猫等を住戸内外で飼うことは禁止されております。

鳴き声、臭い等で、他の入居者の迷惑となり、また、ふすまや壁を傷つけたり、住宅内に臭いが残る等の問題があります。

10 抽選について

◎当選率引き上げの方法

道営住宅入居申込者の中で1年以上連続して落選している方には、その年数に応じて抽選番号を追加します。

1年目は・・・持ち番号は1個からスタートします。

2年目は・・・プラス1個＝持ち番号は2個になります。以降、連続落選年数が1年増えるたびに、1個プラスしていきます。

* 注意事項 *

- 1 年度内に(年度は4月から3月です)何回申込みをしても1回として数えます。
- 2 一度も申込みをしない年度があった場合は、次の申込みでは1年目となり、1個から再スタートになります。
- 3 募集が無い年は、飛ばして数えます。

◎抽選カード

連続落選を確認するため、受付印を押した抽選カードを交付します。

交付された方は次以降の申込みの際に窓口で提示して下さい。

再び受付印を押して返却します。

* 注意事項 *

1. 再交付はいたしません。無くしたり、忘れたりされた場合は1年目として再スタートとなりますのでご注意願います。
2. 南幌町内の道営住宅の募集のみ有効です
3. 権利の譲渡はできません。

◎抽選方法

- ①受付・・・受付順番がそれぞれの持ち番号(抽選玉)になります。連続落選者には、受付番号が追加されます。
- ②抽選・・・人数分と追加の玉が入った抽選器で、募集戸数の回数、係員がくじ引きします。出た番号の受付番号の方が当選となります。その後、補欠を決めます。

※注意事項※

補欠等のくじ引きで、すでに当選した方の残りの玉が出た場合はその番号は無効とし、改めて引きます。